給水及び給水装置工事申込書申請時注意事項

給水及び給水装置工事申込書の提出時は、下記をご提出ください。

1. 共通

・給水及び給水装置工事申込書

・誓約書

・利害関係人同意書　※必要な場合　　　　　　給水及び給水装置工事申込書一式

・使用材料

・図面（平面図・立面図）

・位置図

1. 新規で一次側給水装置工事を行う場合

・建築確認済書等（写し）　又は　土地登記簿（写し）・公図（写し）

【新築の場合】建築確認済証

　　　　　 【既存建築物の場合】検査済証

**※給水装置工事の内容及び工事を行う地域ごとに提出書類が異なるため、事前に水道局**

**との協議のうえ、書類の提出を行ってください。**

1. 既設給水管に接続する場合

・既設給水管への上水道管接続についての確約書

1. 一次側取り出し工事を行う場合

・給水及び給水装置工事申込書一式

・位置図

・平面図（境界線を記入し、占用距離がわかるもの）

・横断図　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出部数　３部

・掘削断面図

・交通規制図

・う回路図（通行止めの場合）

・自治会長同意書（通行止めの場合）

上記の場合でも、添付書類が不必要な場合がございますので、調査の際及び申し込みの際の来局時にお尋ねください。